行政財産使用料徴収の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 緑風冠高等学校 | 行政財産使用料について、「行政財産使用料及び普通財産貸付料の算定に関する取扱基準」に基づく逓増措置を適用せずに算出を誤っていたため、使用者からの使用料を過大に徴収していた。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種別 | 許可数量 | 目的 | 年間使用料 | 使用期間 |
| 誤（既収納額） | 正 | 超過額 |
| 建物 | 40.00㎡ | 給品部 | 96,800円 | 78,540円 | 18,260円 | 令和５年４月１日から令和６年３月31日まで |

 | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。【大阪府公有財産規則】(使用料)第27条　前条の規定により難い場合における使用料の額の基準は、知事が別に定める。【行政財産使用料及び普通財産貸付料の算定に関する取扱基準】（令和５年１月４日付け財活第1583号　財務部長通知　別紙２）（各年度の使用料等の算定）第４　第３の適用範囲に属する使用許可又は貸付けに係る令和５年度における使用料等の額の算定は次による。(1) 改定使用料又は改定貸付料の額が令和４年度の使用料又は貸付料に1.05を乗じた額を上回るときは、令和４年度の使用料又は貸付料に1.05を乗じた額を令和５年度の使用料又は貸付料の額とする。（以下略） |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和５年10月２日から令和６年１月31日まで）